

学校開放利用上のルール

はじめに

学校体育施設は、学校教育に支障のない範囲で開放しています。利用するときは、学校ごとのルールやマナーを守って、学校の指示に従ってください。安全管理を徹底し、利用者の責任において施設の適正な利用をお願いします。

学校施設を利用するにあたっての注意事項

- ・学校施設ですので、学校利用が最優先です。学校施設の緊急修繕や改修工事に伴い、急に利用ができなくなる場合があります。
- ・教育施設であることを常に念頭におき、翌日以降の授業等に支障をきたさないような利用をお願いします。
- ・休日、夜間における教職員への連絡は、緊急性、重要性がある場合を除いて控えてください。

利用の手続き・利用時間の考え方・利用後の整備について

- ・利用申し込みの際には、登録証を必ず提示し、事前に「学校体育施設利用申込書」を学校へ提出してください。登録証は他人に貸与又は譲渡しないでください。
- ・利用当日は、「学校体育施設開放利用日誌」に記入してください。
- ・利用後は、必ず整理整頓、清掃及び整備、戸締り、消灯を忘れずに行ってください。

施設や器具を破損、汚損してしまったときは

- ・学校の施設、器具などは大切に使用してください。万が一、利用者の過失により施設の破損、汚損等が生じた場合は、利用者がその場でできる限り修理、修復し、その後学校に報告し、指示を受け現状に復してください。

利用上のマナーの順守について

- ・学校の施設内及び学校周辺は全面禁煙です。
- ・騒音防止にご協力ください。活動の際は、近隣住民の迷惑にならないよう十分配慮してください。
- ・ゴミは持ち帰り、学校内に捨てたり放置したりしないでください。

自家用車での来校はなるべくお控えください

- ・学校の駐車スペースには限りがありますので、公共交通機関を利用するようにご協力をお願いします。また、自家用車等を利用する場合は、乗り合わせを行うなど台数を最小限とし、学校周辺に路上駐車は絶対にしないでください。
- ・学校行事や部活動などで児童・生徒が活動等をしている場合がありますので、学校敷地内では最徐行の徹底と安全確認を確実に行ってください。
- ・車上荒らしの被害が頻発しています。車の中に荷物を入れたまま車を離れることのないようにしてください。

活動時の怪我や事故に備えてください

- ・活動時の事故に備えて保険に加入するよう努めてください。また、負傷等の事故に対しては、利用者の責任において適切な処置をとってください。

感染症対策について

- ・令和5年5月以降、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行したことに伴い、感染症防止対策の義務はありませんが、引き続き感染症対策をお願いします。特に感染症流行時には団体内で感染拡大の防止に留意してください。

上記の注意事項が守られない場合には、登録を取り消しする場合があります。注意事項を守って使用してください。